

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告します。

令和8年1月30日

奈良県知事 山下 真

1. 業務の概要

(1) 業務名

新西和医療センター整備基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

西和医療センターは、施設の老朽化や耐震性が低いことから、早期の移転・再整備を推進することとしており、令和4年8月「新西和医療センター整備基本構想」を策定した。

令和6年度は、令和5年度までに検討した内容や当年度に開催した「新西和医療センター整備基本計画検討委員会」での議論を踏まえ、新西和医療センター整備基本計画案（以下「基本計画案」という。）を検討した。

本業務は、県立病院機構が運営する3病院の診療機能についての見直しや物価高騰による建設費の上昇を踏まえ、新西和医療センターが、将来にわたって県民が安心して暮らせるゆるぎない医療を提供するとともに、持続可能な病院経営ができるよう、診療機能・規模や運用計画等について見直しを行い、「新西和医療センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容「新西和医療センター整備基本計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

(5) 委託料上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

次に掲げる（1）から（4）の全てを満たした者が、この業務の公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体等と公立病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう）で、許可病床数が、200床以上のあり方検討又は整備基本構想の策定若しくは整備基本計画の策定に係る検討支援業務に係る契約を締結し、誠実に業務を行った実績を有していること。
- (4) 企画提案書提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目 Q役務の提供、4検査・分析・調査業務として登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁本庁舎（主棟）1階）
TEL 0742-27-8908

3. 失格事項

- 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
 - (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
 - (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
 - (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - (5) 企画提案書等受付期間までに所定の書類が整わなかつたとき。
 - (6) そのほか不正な行為があつたとき。

4. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
〒630-8501
奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）
奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課整備支援係
TEL 0742-27-8682
FAX 0742-22-7471
- (2) 新西和医療センター整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領
(以下「実施要領」という。) 等の配布
令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時までの間に、奈良県福祉保険部医療政策局病院マネジメント課ホームページ
(<https://www.pref.nara.jp/4182.htm>) から入手するものとする。
- (3) 参加申込書、企画提案書等の提出
(2) により配布する実施要領等に示すところによる。

5. 受託者の選定

- 4. の (2) により配布する実施要領等に示すところによる。

6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4. の (2) により配布する実施要領等による。